二　消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。			
16　ホルマリン水による消毒 一　消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。 二　希釈後直ちに消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。 三　毛、角又は蹄を消毒する場合には、消毒目的物をこれに三時間以上浸す。	畜舎、畜体、死体、器具、機械、骨、毛、角、蹄、革具類等		
17　ホルムアルデヒドによる消毒 密閉した室内又は消毒器内において容積一立法メートルについてホルマリン十五グラム以上を散布若しくは蒸発させ、又はホルムアルデヒド五グラム以上を発生させ、同時に二十八グラム以上の水を蒸発させる比例をもつて処置した後七時間以上密閉しておく。	室内、被服、毛布、畜舎、骨、肉、角、蹄、革具類、器具機械、内容の汚染していない飼料袋等		
18　その他の医薬品による消毒 3、5、6、12又は15に掲げる医品以外の医薬品を使用して消毒を行う場合にあつては、医薬品医療機器等法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従う。	当該医薬品について定められたもの		
醗酵消毒 消石灰を散布し病原体に汚染していない敷わら、きゆう肥等を満たし、その上に消毒目的物を適切な高さに積む。その表面に消石灰を散布してから病原体により汚染していないにも、むしろ、敷わら、きゆう肥等をもつて適当な厚さにこれを覆い、その上をさらに土、防水シート等をもつて覆い放置醗酵させる。	ふん、敷わら、きゆう肥等		

定量のホルマリンに定量の水を加えて直ちに消毒目的物に十分にさん布し、と布し、又はこれに消毒目的物を浸す。			
7　クレゾール水（／クレゾール石けん液　三分／水　九十七分／）による消毒 定量のクレゾール石けん液に定量の水を加えて消毒目的物に十分にさん布し、と布し、又はこれに消毒目的物を浸す。	手足、被服、畜舎、畜体、死体、さく、器具、機械（搾乳用のものを除く。）革具類等		
8　塩酸食塩水（／塩酸　二分／食塩　十分／水　八十八分／）による消毒 定量の塩酸及び食塩に定量の水を加えてこれに十分に消毒目的物を浸す。	皮		
9　苛性ソーダその他アルカリ水剤（アルカリ度一―二％）による消毒 これを消毒目的物に十分にさん布し、又はこれに消毒目的物を浸す。	畜舎、器具等	さん布し、又は浸した後ブラシ等でこすり水で洗うこと。	
10　アルコール（七〇％以上）による消毒 これを浸した脱脂綿等で十分にふく。	手指		
醗酵消毒 幅一メートルから二メートル、深さ〇・二メートル、長さ適宜の土溝を掘り、この中に消石灰（生石灰に水を加えて粉末とした直後のものをいう。以下本項において同じ。）をさん布し病原体に汚染していない敷わら、きゆう肥等を満たし、	ふん、敷わら、きゆう肥等	牛又は豚のふんの消毒にあつては、消石灰に代えて生石灰を用い、適量のわらを混じて醗酵を十分にさせること。	